

社長のマネジメントをサポート

# 経営管理マガジン

2

February  
2018



## 02 経営TOPICS

### 円安でも賃金指数は上がらず 消費離れに対抗する企業努力とは？

#### 03 データで見る経営

小規模企業の約半数が未作成  
経営計画の策定が売上UPのカギ！

#### 04 税務・会計2分セミナー

目的によって異なる!?  
医療費控除の対象となる自由診療費とは？

#### 05 労務ワンポイントコラム

社内で発生する前に！  
パワハラについて労使協定を結んでおこう

#### 06 社長が知っておきたい法務講座

従業員のメールを閲覧するのは法律違反!?  
監視権限とプライバシー権について

#### 07 増客・増収のヒント

若者は“コト消費”に夢中！  
人と共有できる感動体験が消費を促す

#### 08 経営なんでもQ&A

“情報提供料”や“紹介手数料”は、  
どう計上すればいい？

問い合わせ：永井孝幸税理士事務所  
住所：岐阜県各務原市那加桐野外ニケ所大字  
入会地6番地4 エステイタスKN-6 101号  
フリーダイヤル 0120-016-555  
TEL：058-380-6336

# 円安でも賃金指数は上がらず 消費離れに対抗する企業努力とは？

“アベノミクス”の効果によって、大企業を中心に利益は増加しているものの、可処分所得の伸び悩みから、消費者の節約志向は継続中です。それを受け、大手小売り各社で値下げに踏み切る動きがあります。物流の自動化や高級品の値下げなど、消費者の節約志向に対応する各企業の取り組みをご紹介します。

## 大手企業が相次いで 日用品の値下げを実施

安倍政権が政策として掲げた“アベノミクス”の影響により円安・株高となったことを受け、輸出企業を中心に収益が増えています。しかし、賃金が依然として低水準であることや、経済への不安などから消費者は未だ節約志向にあります。

このような流れを受けて、大手スーパーやコンビニエンスストアでは、加工食品や日用品を値下げする動きが広がっています。

ダイエーは2017年9月中旬から約3ヵ月間、冷凍食品や調味料など、約1,300品目を平均10～20%値下げしました。同社では、定期的に値下げする品目を選定していますが、今回の値下げは過去最大規模の品目数だといいます。また、同年8月より、親会社であるイオンではプライベートブランド114品目を平均10%、大手スーパーの西友では食品や日用品500品目を平均6～10%値下げしました。

この傾向は、定価販売が基本のコンビニ各社にも波及し、セブン-イレブン・ジャパンなど大手3社は同年4月以降、洗剤などの日用品の値下げを相次いで実施しています。

## 値下げに対抗する創意工夫を！

このように値下げを実施している企業が増えた一方で、独自の試みにより、業績を改善させた企業や業界もあります。

納入先や従業員に負担を与えるような改革では、値下げに踏み切ったとしても、経営は難航します。そこで、家具・インテリアチェーンのニトリホー

ルディングスや大手100円ショップ各社では、商品調達先の育成や、物流自動化などの企業努力を重ねることで、価格競争力を築きました。

また、値下げ商品を指定することで、成功した企業もあります。米ネット通販の大手アマゾン・ドット・コムでは、買収した高級スーパーや、ホールフーズ・マーケットの商品を大幅に値下げしました。有機野菜や産直の肉など“日常で買うには高級な品”を手の届く価格で提供することで、健康志向の中間層の消費満足度が高まり、需要促進につながっています。

ドラッグストア業界では安売り競争をやめ、“良質な食品や化粧品の充実”という付加価値戦略に取り組んでいます。働く女性など、高価でも美や健康の追及を惜しまない層の支持を獲得したことで、業界全体の売上高は百貨店を超えたといえます。

単なる値下げではなく、消費者ニーズを踏まえた創意工夫が、今後、より一層必要になりそうです。



# 小規模企業の約半数が未作成 経営計画の策定が売上UPのカギ!

会社の収益を向上させ、さらに安定化を図るには、計画的に経営していく必要があります。そこで重要になってくるのが“経営計画の策定”です。しかし、“個人事業主や小規模企業の約半数が経営計画を作成していない”という実態があるようです。中小企業庁発表の調査結果をもとに、小規模企業の現状と、経営計画がもたらすメリットについて見ていきましょう。

## 小規模の建設業では 約6割が経営計画を作成せず

中小企業庁が発表した「2016年 小規模事業者の事業活動の実態把握調査」によると、“経営計画を作成したことがない”個人事業主は56.1%、小規模企業（おおむね常時使用する従業員が20人以下[商業またはサービス業は5人以下]の事業者）は47.0%でした。業種別でみると、“経営計画を作成したことがない”と回答したのは、“建設業”が58.5%と最も高く、次いで、電気・ガスなどの“その他の業種”が52.7%、“生活関連サービス業”が51.2%と続きました。

一方、“経営計画を作成している”と答えた最多業種は“宿泊業”で64.5%。次いで“製造業”が64.0%、“飲食サービス業”は58.6%という結果でした。個人向けのサービスを展開している企業が、他業種よりも策定率が高いようです。

また、策定した企業に“経営計画を作成した背景や動機”を調査したところ、“補助金申請で必要となったから”と“業務を向上させたいから”という回答が、それぞれ約6割となりました。助成金や補助金を申請する際の要件に経営計画書の提出が含まれていることが、作成要因の一つになったようです。

## 経営計画の作成が、 売上増加につながる

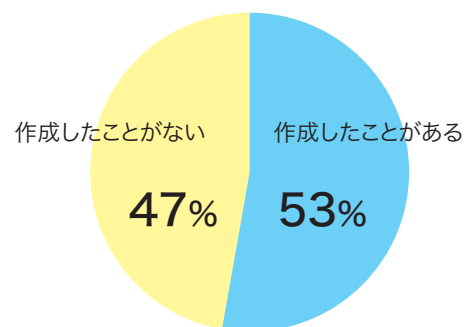
では、実際に経営計画の策定が売上にどれだけ影響を与えたのでしょうか？

調査によると、経営計画を作成した企業は、作成していない企業に比べ“売上が増加した”と回答した割合が約14%多い結果となりました。また、

経営計画を作成した効果として、“経営方針と目標が明確になった”と答えた企業が73.8%と最も多く、続いて“自社の強み・弱みを認識できた”が68.6%と続いています。

経営計画を作成するに当たり、88.4%が“商工会、商工会議所の経営指導員”に相談をしています。そのほか、税理士や中小企業診断士、経営コンサルタントに相談した企業が多いようです。経営計画の策定は、売上増加など会社経営にとって大きなメリットをもたらします。まだ策定をしていないのであれば、行政機関や専門家に相談し、サポートを受けながら作成してみてもいいでしょうか。

グラフ 経営計画(事業計画や収支計画など)の作成の有無



出典: 中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」  
(2016年1月、(株)日本アプライドリサーチ研究所)

# 目的によって異なる!?

## 医療費控除の対象となる自由診療費とは?

インプラント治療やレーシック手術など、健康保険が適用されない自由診療を受けると、治療費が高額になります。所得税の計算上、一定の医療費控除が認められますが、その治療費が医療費控除の対象となるのかどうか気になりますよね。そこで今回は、どんな自由診療が医療費控除の対象となるのか、“医療費控除に該当するか否かの判断基準”についてご説明します。

### “医療費控除”とは?

1年間で支払った医療費が一定額を超えた場合に差し引ける所得控除のことを“医療費控除”といいます。控除金額は、『(実際に支払った医療費の合計額)－(保険金などで補填される金額)－10万円(※その年の総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%)』で計算します(最高200万円まで)。

医療費控除の対象となるのは、下記の条件すべてを満たした医療費です。

- ①自分や自分と生計を一にする配偶者や親族のために支払ったもの
- ②その年の1月1日から12月31日までの間に支払ったもの
- ③法律によって定められた医療費控除の対象となる医療費(ただし、病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない金額)

※平成29年からセルフメディケーション税制として特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例が創設されましたが、今回は従来からの医療費控除を解説します。

### “予防”は対象外 “治療への対価”が対象

医療費控除に該当する主なものとして、『医師または歯科医師への診療・治療の対価』や『治療や療養のための医薬品代』が挙げられます。

そのため、病気治療を目的としていない“健康診断の費用”は原則として対象にはなりません。ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見されて治療を行った場合は、健康診断の費用も医療

費控除の対象となります。

また、風邪をひいた際の“風邪薬代”は医療費控除の対象ですが、ビタミン剤など病気の予防や健康増進を目的とした医薬品代は対象とはなりません。同様に、インフルエンザの予防接種費用や診断書作成費用も“治療に対する対価”ではないため、対象外となります。

### 医療費控除の対象となる 高額な自由診療とは?

高額な自由診療の代表的なものとして、『視力回復のためのレーシック手術費用』や『治療のためのインプラントやセラミック代金』などが挙げられます。

まず、レーシック手術費用については、目の機能を医学的に正常な状態に回復させるための治療なので、原則として医療費控除の対象となります。一方、視力を矯正する眼鏡やコンタクトレンズは、日常生活の近視・遠視などの“不便解消が目的”なので一般的に対象外です。しかし、白内障や緑内障の治療の一環として、医師が装着を指示した眼鏡などは医療費控除の対象となります。

次に、治療が必要な歯をインプラントやセラミック治療する「咀嚼障害のため」のものは医療費控除の対象ですが、同じインプラントでも“歯の見栄えを良くするためのもの”は対象外となります。同様に、美容目的で行う歯のホワイトニングも対象外です。

病院等への支出が医療費控除の対象となるかどうかについては、『医師・歯科医師等』による『治療又は療養』が最初の判断基準となります。

医療費控除の対象かどうかご不明な場合は、専門家にご相談ください。